

デジタル・ディバイドの解消

I ブロードバンド・ゼロ地域の解消

2010年度末までに、ブロードバンド・ゼロ地域の解消が確実に達成されるよう、「北海道地域ブロードバンド環境整備促進会議」と連携して、公的支援によるブロードバンド基盤の整備、電気通信事業者による整備状況の把握等フォローアップに努めており、2010年度末までにブロードバンド・ゼロ地域を解消する見込みとなっています。

「北海道地域ブロードバンド環境整備促進会議」

2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域の解消に向け、インフラ整備の方策等を協議し、北海道のブロードバンド化の促進を目的として、平成19年（2007年）3月5日に設置され、北海道、電気通信事業者等、北海道総合通信局が参加する道内ブロードバンド推進のための団体。

【道内自治体におけるブロードバンドサービスの提供状況】

| | FTTH | DSL | CATV | FWA | 衛星 |
|---------------------------------|------|-----|------|-----|----|
| 2010年3月末現在サービス提供済みの市町村数 | 96 | 174 | 11 | 55 | 0 |
| 2011年3月末までに公的整備によりサービス提供予定の市町村数 | 35 | 0 | 0 | 2 | 4 |
| 合計 | 131 | 174 | 11 | 57 | 4 |

※市町村内の一部地域のみがサービス提供されている場合を含みます。

※FTTH、DSL、CATV、FWAのほか、民間事業者による3.5世代携帯電話または衛星ブロードバンドサービスによりカバーされている地域があります。

※サービス提供済みの市町村において公的整備によるサービス拡大、または、民間事業者の事業拡大等によりサービス提供予定の地域があります。

II ブロードバンド基盤の整備

道内のブロードバンド・ゼロ地域の解消のため、自治体が「地域情報通信基盤整備推進交付金」の支援制度を利用し、光ファイバーによる情報通信基盤を整備しています。整備された情報通信基盤は、自治体からIRU契約により借り受けた電気通信事業者がブロードバンドサービスに活用するとともに、一部の自治体では地デジ難視対策やIP告知端末を導入して、住民に対する地域情報や行政情報の提供にも活用しています。

光ファイバーによる情報通信基盤の整備の他、無線や衛星を利用した情報通信基盤の整備も行われています。

道内では平成21年度に67自治体において事業規模405.9億円（交付決定額135.3億円）の交付金事業が採択されています。

なお、「地域情報通信基盤整備推進交付金」の募集は、平成21年度で終了しています。

・IRU契約： 使用权を取得する電気通信事業者の同意なしに破棄することができない契約のこと（Indefeasible Right of User）。

【平成21年度地域情報通信基盤整備推進交付金による施設整備】

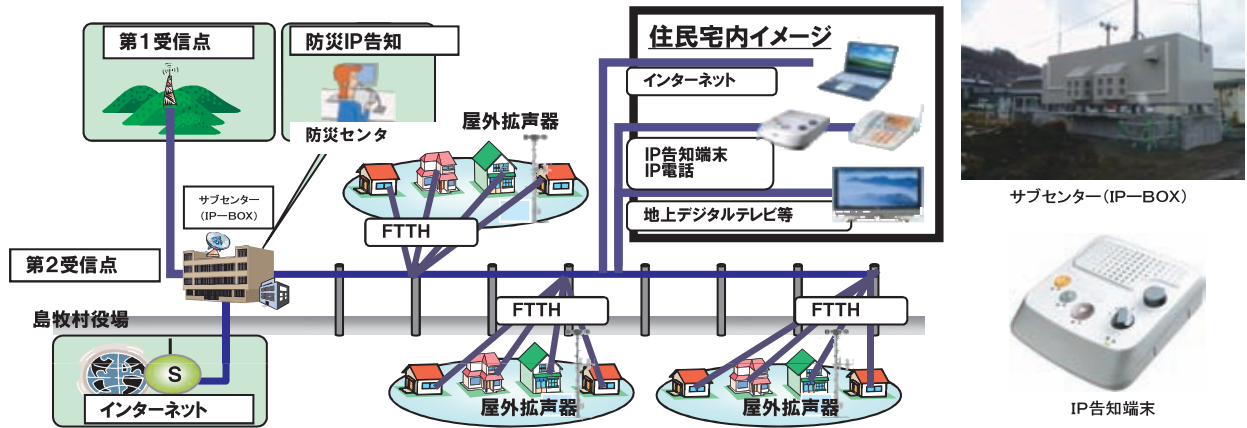
| 情報通信基盤 | | | 提供するサービス | | | | 事業実施市町村数 |
|--------|----|----|----------|-----------|------|-----|----------|
| 光ファイバー | 無線 | 衛星 | ブロードバンド | 地デジ難視地域解消 | IP告知 | その他 | |
| ○ | | | ○ | | | | 19 |
| ○ | | | ○ | ○ | | | 20 |
| ○ | | | ○ | ○ | ○ | | 15 |
| ○ | | | ○ | | ○ | | 4 |
| ○ | | | | | ○ | | 1 |
| ○ | | | ○ | ○ | | ○ | 1 |
| | ○ | | ○ | | | | 4 |
| | | ○ | ○ | | | | 3 |
| | | | | | | | 67 |

- ・FTTH : 光ファイバー回線でネットワークに接続するアクセスサービス (Fiber To The Home)
- ・DSL : 電話回線(メタル回線) でネットワークに接続するアクセスサービス(ADSL等)
- ・CATV : ケーブルテレビ回線でネットワークに接続するアクセスサービス
- ・FWA : 固定された利用者端末を無線でネットワークに接続するアクセスサービス。(Fixed Wireless Access)

【ブロードバンドサービスの例】

島牧村

島牧村は、「平成20年度地域情報通信基盤整備推進交付金」の支援を受けて、全戸に光ファイバーを接続しました。この情報通信基盤を活用し、ブロードバンド・ゼロ解消、地デジ難視地域解消、IP告知による住民への情報提供を行っています。

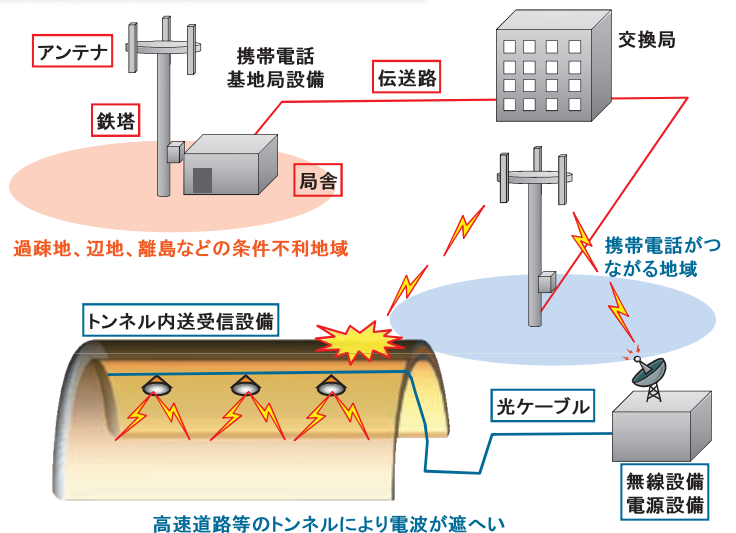


Ⅲ 条件不利地域等における携帯電話不感地帯の解消

北海道には、山間部等の条件不利地域、トンネル内及び観光地などで携帯電話が利用できない地域が多数存在しています。

これら地域の住民生活の向上や観光客等の利便性を図るため、携帯電話が利用可能となるよう、自治体、携帯電話事業者等と連携し、移動通信用鉄塔施設の整備や有線伝送路の整備・運用に係る支援事業を推進しています。

青枠: 電波遮へい対策事業で補助対象となる設備の例
赤枠: 無線システム普及支援事業で補助対象となる設備の例



平成21年度における携帯電話不感地帯解消事業

| 事業名 | 対象地域 | 整備内容 |
|--------------------------------|---------------------------------------|-----------|
| 電波遮へい対策事業 | 日勝トンネル【日高町・清水町】、新佐呂間トンネル【佐呂間町】 | 移動通信用中継施設 |
| 無線システム普及支援事業 (携帯電話等エリア整備事業) | 豊浦町、足寄町、平取町、日高町、鶴居村 | 携帯電話基地局建設 |
| | 上川町、豊浦町、士別市、苫前町、小平町、上富良野町、新得町、日高町 | 携帯電話伝送路施設 |
| 地域情報通信基盤整備推進交付金 | 士別市、足寄町、日高町、小平町、苫前町、新得町、上富良野町、厚真町、鶴居村 | 携帯電話伝送路施設 |